共同報道発表 Press Release

令 和 7 年 7 月 4 日
東 北 地 方 整 備 局
北上川下流河川事務所
石　　巻　　市

令和7年7月7日「川の日」に指定書伝達式を開催

～「都市・地域再生等利用区域」を指定します～

東北地方整備局は、令和7年7月7日付けにて、旧北上川石巻市中央地区を、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」に指定します。

つきまして、下記のとおり石巻市長への指定書伝達式を石巻市中央二丁目地先（元気食堂2F テラス席付近）にて、開催いたします。

1. 日 時 ： 令和7年7月7日（月）18:50～19:20
2. 場 所 ： 石巻市中央二丁目地先河川敷（元気食堂2F テラス席付近）
3. 出席者 ： 石巻市長、北上川下流河川事務所長
4. 内 容 ： 都市・地域再生等利用区域伝達式

《 添付資料 》

【別添1】 都市・地域再生等利用区域（河川空間のオープン化）指定計画概要

【別添2】 都市・地域再生等利用区域制度の概要

《 発表記者会 》

＜宮城県政記者会、石巻記者クラブ、東北電力記者会、東北専門紙記者会＞

《 問い合わせ先 》

【区域指定により実施する内容に関すること】

宮城県 石巻市 建設部

宮城県石巻市穀町 14 番 1 号　電話 0225-95-1111（代表）

河川港湾高規格道路整備推進課長 千葉　修市（ちば　しゅういち）

【区域指定の制度・旧北上川の管理に関すること】

国土交通省 北上川下流河川事務所

宮城県石巻市蛇田字新下沼 80　電話 0225-95-0194（代表）

技術副所長　　中野　孝（なかの　たかし）　　内線：205

占用調整課長　　下山　孝志（しもやま　たかし）

【別添1】

計画概要

石巻市では、平成23年3月に発生した東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けた石巻市中央地区の復興に向け、「石巻市中心市街地活性化基本計画」及び「かわまち交流拠点整備事業基本計画」を策定。まちづくりと堤防整備を一体で進めることにより、賑わいのある水辺空間を創出し、新たな市民の憩いの場、観光・交流拠点として位置づけています。

この新たに整備された石巻市中央地区の堤防部等を、都市・地域再生等利用区域に指定することで、オープンカフェや物品販売、商業イベントの開催など民間事業者による営業が可能となり、当該地区に隣接する「いしのまき元気市場・食堂」や「石ノ森萬画館」をはじめとする他の観光資源とも連携し、石巻市中央地区の更なる観光振興及び地域活性化を期待されます。

＜主な利用計画＞

① 堤防天端などを利用した各種イベントの実施

② コンテナハウスによる出店

＜都市・地域再生等利用区域指定範囲＞



＜参考：昨年度社会実験にて実施したイベント＞



5月3~5日 かわべで LIVE



8月10日 かわべでシアター

【別添2】

都市地域再生等利用区域の制度概要

＜制度の概要＞

河川敷地の占用は、原則として公的主体（市町村等）に許可されているところであるが、平成23年の河川敷地占用許可準則の改正により、多様な主体による賑わいのある水辺空間の創出に資するため、特例として地域の合意が得られた場合には、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店など営業活動を行う事業者等（民間事業者等）についても占用を許可することが可能となった。

当該制度の基本スキームとしては、河川管理者は、協議会等の活用により地域の合意が図られた都道府県又は市町村から都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書の提出を受けて、当該区域の指定を行った上で、民間事業者等を含めた主体に占用許可手続きを行うことになる。

【都市・地域再生等利用区域指定により利用可能な施設】
広場、イベント施設、船着場等（これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場等）、 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床等

「都市・地域再生等利用区域」の指定～利用までのフロー

